

1. 改正特許法第35条第6項の指針(ガイドライン)素案の概要

平成27年9月16日
第12回特許制度小委員会
資料2

<指針とは>

◆ 指針の目的

本指針は、使用者等及び従業者等が行うべき手続の種類と程度を明確にし、特許法第35条第5項の不合理性判断に係る法的予見可能性を高めることにより、発明を奨励することを目的とする。

【特許法第35条第6項】経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、前項の規定により考慮すべき状況等に関する事項について指針を定め、これを公表するものとする。

◆ 指針の概要

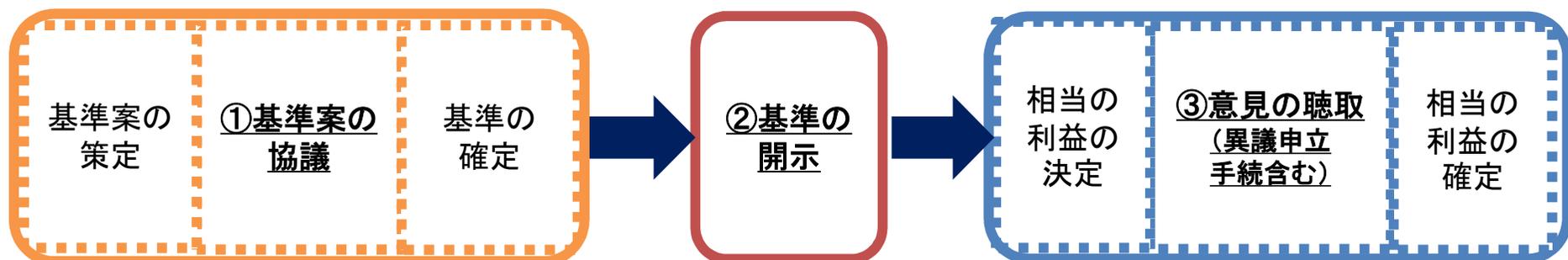
特許法第35条第5項の「その定めたところにより相当の利益を与えること」とは、契約、勤務規則その他の定めにより、職務発明に係る金銭その他の経済上の利益として与えられる相当の利益の内容が決定されて与えられるまでの全過程を意味する。

その中でも特に同項に例示される手続(下記①～③)の状況が適正か否かがまず検討されることが原則。

- ①「相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況」
- ②「策定された当該基準の開示の状況」
- ③「相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況」

<相当の利益の付与に関する手続の流れ>

※指針では、以下①～③の手続の適正な在り方について明示



2. 指針(ガイドライン)で定める適正な手続

①協議

「協議」とは、
基準を策定する場合に
おいて、その策定に関して、
基準の適用対象となる職務
発明を行う従業者等又は
その代表者と使用者等との
間で行われる話し合い全般を
意味する。

【指針素案第二の一(三)】

<例>

- 従業者等が代表者を通じて
話し合いを行う場合の適正な
在り方

【指針素案第二の二2(五)~(八)】

②開示

「開示」とは、
策定された基準を当該基準
が適用される各従業者等
に対して提示すること、すなわ
ち、基準の適用対象となる
職務発明を行う従業者等が
その基準を見ようと思えば
見られる状態にすることを
意味する。

【指針素案第二の一(四)】

<例>

- インtranetで基準を開示
する場合に個人の専用
パソコンを与えられていない
従業者等がいる場合の適正
な在り方

【指針素案第二の三2(三)】

③意見の聴取

「意見の聴取」とは、
職務発明に係る相当の利益
について定めた契約、勤務
規則その他の定めに基づい
て、具体的に特定の職務発明
に係る相当の利益の内容を
決定する場合に、その決定に
関して、当該職務発明の発明
者である従業者等から、意見
を聴くことを意味する。

【指針素案第二の一(五)】

<例>

- あらかじめ従業者等から意見
を聴取した上で相当の利益の
内容を決定する方法の場合の
適正な在り方

【指針素案第二の四2(三)】

3. 今後の検討予定

◆ 今後、以下の事項について検討し、関係者や専門家等を交えた議論を行う。

1. 金銭以外の「相当の利益」を付与する場合の手続について
2. 基準を改定する場合の手続について
3. 新入社員等に対する手続について
4. 退職者に対する手続について
5. 中小企業等における手続について
6. 大学における手続について
7. その他

◆ 指針(ガイドライン)の策定スケジュール(予定)は、下記の通り。

- ✓ 平成27年9月16日 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会での検討キックオフ
- ✓ 平成27年11月めど 同小委員会できりまとめた指針(ガイドライン)案につき、パブリックコメント募集を開始
- ✓ 改正法施行以降 経済産業大臣が同小委員会できりまとめた指針(ガイドライン)を告示として公表